別紙

特別養護老人ホーム等における新型コロナウイルス（COVID-19）対応方針チェックリスト

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

1. **一般的事項**

* 以下の場合には、[帰国者・接触者相談センター](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)に連絡する

1. 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が４日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が２日程度続く場合
2. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

* センターへ相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介されるため、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診する
* 「[高齢者介護施設における感染対策予防マニュアル改訂版](https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf)」を再度理解して日々対応する
* 手洗い・うがい、消毒、[咳エチケット](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html)等を徹底する
* [職員等（ボランティア等すべての職員を含む）は出勤等の前に体温の測定を行っていただき、発熱ある場合には出勤しない](http://www.roushikyo.or.jp/contents/administration/kaigohoken/detail/920)
* 過去、発熱症状があった場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない。該当する職員は管理者に報告する
* 取引関係にある委託業者等からの物品等の受け渡し等は玄関など限られた場所で行う。施設内部に入らなければならない場合は、体温を測定する。発熱している場合は入館を断る
* 面会や外部からの来客者等の施設への訪問は、なるべくご遠慮いただく
* 施設や法人でのイベント行事等については、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を再検討する。実施する場合は、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をするなど、感染拡大の防止に向けた対策をとる

1. **介護サービス提供に関して**

* 上記(ア)、(イ)が２日以上続いた場合、[帰国者・接触者相談センター](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)に連絡する
* 37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合も[帰国者・接触者相談センター](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)に電話連絡
* 送迎時には可能な限り事前に体温を測定いただく。発熱が見受けられる場合は、ご利用をお断りする。断った場合には、居宅介護支援事業所にその旨情報提供し、居宅介護支援事業所等から訪問介護等の提供をご検討いただく
* [利用者等の感染が発覚した場合は、通所や短期入所系のサービスに限り都道府県等は施設単位若しくは地域単位でサービスの休業を要請する場合がある。](http://www.roushikyo.or.jp/contents/administration/korosho/hourei/detail/207)一方で、事業者は休業要請に必ずしも従わなくともよいとされるが、応じることが望ましいと考えられる。[また、休業期間は都道府県等（衛生主管部局）により示され、認可権者等と相談のうえ、事業所が判断する](http://www.roushikyo.or.jp/contents/administration/korosho/hourei/detail/210)
* 事業者は地域の保健所と相談のうえ、居宅介護支援事業所と連携し、サービスの必要性を再度検討し、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続する
* [面会禁止措置等の対応を行った場合には、要介護・要支援認定機関は従来の期間に新たに12カ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる](http://www.roushikyo.or.jp/contents/administration/korosho/hourei/detail/206)
* サービス提供前後における、手洗い、うがい、マスク・エプロン着用、咳エチケット等を徹底する
* 罹患が疑われる利用者への対応は、可能な限り職員も分けて対応する
* 罹患が疑われる利用者は、個室に移す。個室が足りない場合は、同じ症状の人について同室とする。
* 罹患が疑われる利用者へのケアや処置にはサージカルマスクを用いる。また罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをする。
* 新型コロナウイルスの罹患等により職員配置ができなくなる等の場合であっても、介護報酬や加算等は算定できる
* なお、最新情報は、随時こちらのURLをご確認ください。

[**（厚生労働省）新型コロナウイルス感染症について**](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

[**（全国老施協）コロナウイルス（COVID-19）関連情報**](http://www.roushikyo.or.jp/cms/contents/saigai/relation/disaster_cov.html)

|  |
| --- |
| （公益社団法人 全国老人福祉施設協議会）担当：事務局長　北村  〒102-0093　東京都千代田区平河町2-7-1　塩崎ビル７階  ℡：03-5211-7700　fax：03-5211-7705　MAIL: js.jimukyoku@roushikyo.or.jp |